

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に係るパブリックコメントの結果等について」へのコメントの概要及びコメントに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

(別紙1) コメントの概要及びコメントに対する警察庁等の考え方

No.	当協会から提出した意見・質問	警察庁等の考え方	
1	貸金業法施行規則（第三十条の十三 個人信用情報に含まれる事項）：今まで運転免許証の使用を優先するよう義務付けられていたが、これからはマイナンバーを優先使用する認識で相違ないか。		本意見に対し、直接対応する回答はありませんでした。
2	貸金業法施行規則（第三十条の十三 個人信用情報に含まれる事項）：CIC へ運転免許証番号の登録が必要であったが、代替案は決定されているのか。		本意見に対し、直接対応する回答はありませんでした。
3	規則第6条第1項第3号：法人である顧客等の本人特定事項の確認方法は、アップロード不可なため原本のみの認識で相違が無いのか。	Q&A No. 36	非居住外国人等に該当しない法人の代表者等の本人特定事項の確認を非対面で行う場合、新規則第12条第1項の規定により準用される新規則第6条第1項第1号ホからワまで（チを除く。）に掲げる方法により確認を行うこととなります。したがって、本人確認書類の原本の送付を受ける方法しか取り得ないわけではありません。
4	今回の改正内容以外に、法令等を改正することを検討中のものはあるか。		本意見に対し、直接対応する回答はありませんでした。
5	運転免許証番号をマイナポータル API の情報項目に追加する予定はあるか。		本意見に対し、直接対応する回答はありませんでした。
6	単身赴任など IC チップで読み取った住所と実際の居住地が異なる場合、いわゆる補完書面を利用する方法は認められるのか。	Q&A No. 25	現行規定上も、規則第6条第1項第1号へからチまでに掲げる方法により IC チップ情報の送信を受ける場合は、同条第2項の規定を適用できますが、同条第1項第1号ワに掲げる方法により署名用電子証明書の送信を受ける場合は、同条第2項の規定は適用できず、今回の改正後も変更はありません。
7	氏名変更や住所変更等により、運転免許証の IC チップ情報に変更が生じた場合、変更後の情報は電子署名以外の領域に保存されると認識していますが、同号への方法で本人確認を行う場合、お客さまが「4桁+4桁」の暗証番号を入力していただくと、変更後の情報も同時に送信されるという認識でよいかご教示いただきたい。	Q&A No. 8	運転免許証を利用して新規則第6条第1項第1号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合には、顧客等から当該運転免許証の IC チップに記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受ける必要がありますが、システム上、これらの情報（変更前の情報）と変更後の情報について同時に送信を受ける仕様とするかについては、特定事業者の判断によることとなります。

No.	当協会から提出した意見・質問	警察庁等の考え方	
8	単身赴任等で住民票の住所を変更しておらず、IC チップの情報と実際の住所が異なる場合、補完書類等の送付を受けることで本人確認を行うことが可能かご教示いただきたい。 （現行法「へ」（新「ホ」）方式で本人確認を行った場合は、6条2項に基づき補完書類等の送付を受けることで確認が可能、一方、現行法「ワ」（新「ル」）方式での場合は、同項の適用がなく本人確認は完了しないのでしょうか。）	Q&A No. 25	現行規定上も、規則第6条第1項第1号へからチまでに掲げる方法によりICチップ情報の送信を受ける場合は、同条第2項の規定を適用できますが、同条第1項第1号ワに掲げる方法により署名用電子証明書の送信を受ける場合は、同条第2項の規定は適用できず、今回の改正後も変更はありません。
9	規則13条1項（法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例）による本人確認方法は、規則6条の確認方法と比べてなりすましのリスクが高いと考えられるため、同項の廃止を検討いただきたい。		本意見に対し、直接対応する回答はありませんでした。